

本件事故当時、大熊町において養鶏業を営んでいた申立人が、財物損害（営業用動産）について、損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、第2項記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- 2 被申立人は、申立人に対し、別紙目録記載第1乃至第4の物件の財物損害賠償金として合計金147万3082円の支払義務のあることを確認する。
- 3 手続費用  
本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月9日

（別紙）

物件目録		
第1	品目	〇〇製のカタログ
	価額	金48万3000円
第2	品目	〇〇製のナイロン袋
	価額	金20万1174円
第3	品目	〇〇製の包装資材
	価額	金53万0104円
第4	品目	〇〇製の包装資材
	価額	金25万8804円

（仲介委員長 吉岡桂輔、仲介委員 浜田正夫、同 柳川猛昌）